



まちなか創業等支援補助金

直方市は、中心市街地の活性化を目的として、※市が指定する区域で事業を始める方を応援しており、事業所の開設にかかる費用の一部を補助します。

※市が指定する区域・・・直方市立地適正化基本計画で示す直方駅周辺地区。開設する場所が区域内となるかは担当者にお問い合わせください。

補助対象経費

工事請負費・・・事業開始に必要な工事に限る

備品購入費・・・1品1万円以上のものに限る

補助金の額

補助対象経費の1/2または補助上限額のいずれか低い額

補助上限額 **50万円**

補助対象者

- 申請時点において開店（営業開始）の日を迎えていない者
- 直方市創業支援等事業計画に記載されている認定創業支援等事業又は国の地域創業促進支援委託事業の支援を受け、当該創業支援事業を受けたことを証する書類を有している者。
- 本市の市税又は本市以外の市町村税に滞納がない者。

注意事項

- 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象経費外となります。物件の賃貸借契約は申請前でも大丈夫です。
- 必要な書類が用意できていない場合は申請書を受理できません。
- 予算の上限に達した場合は、期間内であっても受付を停止します。

上記は要綱から一部抜粋した事項です。その他の条件や必要書類がございますので、必ず要綱をご確認ください。

申請の流れ

申請者による
手続き

市役所による
手続き

事前相談・提出書類準備



申請書の提出

※申請書提出から交付決定まで
約1週間かかります

交付決定通知書発出

工事着手・備品購入



※工事、備品購入ができる期間です。
変更がある場合は変更申請が必須

実績報告書の提出

完了検査

交付額確定通知書発出

請求書の提出

補助金の支払い

【問い合わせ先】

直方市 産業建設部 商工観光課 商業観光係

〒822-8501 直方市殿町7番1号 5階 54番窓口

TEL0949-25-2156 E-mail n-shoko@city.nogata.lg.jp

要綱はこちら→

